



第 128 回養父市議会定例会における上程議案について

第 128 回養父市議会定例会を 2025 年 6 月 6 日（金）から開会します。この定例会の上程議案は、下記のとおりです。

- 1 議案 第 128 回養父市議会定例会議案送致目録のとおり
- 2 その他 議案はメール送付します。

【問合せ】

経営企画部 経営総務課 課長：和田 久仁彦 担当者：小村 亮太
電話：079-662-3161

第128回 養父市議会定例会 議案送致目録

令和7年6月6日

議案番号	案 件 名
報告第1号	令和6年度養父市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号	令和6年度養父市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第3号	令和6年度養父市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第4号	令和6年度養父市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第5号 専決第5号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
承認第2号 専決第2号	専決処分したものに付き承認を求めることについて 令和6年度養父市一般会計補正予算(第10号)の専決処分について
承認第3号 専決第3号	専決処分したものに付き承認を求めることについて 養父市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
承認第4号 専決第4号	専決処分したものに付き承認を求めることについて 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
議案第38号	養父市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号	養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号	令和7年度養父市一般会計補正予算（第1号）
議案第42号	令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第43号	令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第44号	令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第1号）
同意第7号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提 案 理 由

報告第1号	令和6年度養父市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号	令和6年度養父市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第3号	令和6年度養父市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
理 由	上記3件は、令和7年度に繰り越した事業の繰越計算書を報告するものである。
報告第4号	令和6年度養父市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
理 由	本件は、一般会計において、令和7年度に事故繰越しをした事業の繰越計算書を報告するものである。
報告第5号 専決第5号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	本件は、公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。 【事故の概要】 令和7年2月1日、市職員が上箇交差点信号待ちにおいて公用車を停止させた際、かばんの中の書類を確認したところ、踏み込んでいたブレーキペダルが緩んだことにより、前方相手方の車両に接触したもので、物損事故扱いとなっている。 ■損害賠償の額 352,000円（公益社団法人 全国市有物件災害共済会から補填） ■過失割合 市の過失100% 相手方の過失0% ■協議の整った日 協議が整ったため、令和7年3月25日付けで専決した。
承認第2号 専決第2号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和6年度養父市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

理由	<p>本件は、関宮地域局周辺整備事業に対し、令和7年3月31日付けで国庫補助金である「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が交付されることとなり、養父市一般会計予算について財源補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、「令和6年度養父市一般会計補正予算（第10号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものである。</p>
承認第3号 専決第3号	<p>専決処分したものにつき承認を求めることについて 養父市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について</p>
理由	<p>本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和7年4月1日から施行されたことに伴い、養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を改正する条例を制定する必要が生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、承認を求めるものである。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第32号）の改正 2 軽自動車税種別割の標準税率の区分見直し 3 道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正 4 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定の新設
承認第4号 専決第4号	<p>専決処分したものにつき承認を求めることについて 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について</p>
理由	<p>本件は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を改正する条例を制定する必要が生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、承認を求</p>

めるものである。

【主な改正内容】

- 1 国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を66万円（現行65万円）に、後期高齢者支援金等課税額を26万円（現行24万円）に引き上げる。
- 2 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を30.5万円（現行29.5万円）に引き上げる。
 - (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を56万円（現行54.5万円）に引き上げる。

議案第38号 養父市税条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

【主な改正内容】

- 1 公示送達の手続き等に関する改正
- 2 特定親族特別控除の創設に伴う法律改正
- 3 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の追加

議案第39号 養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、旧出合こども園を新たな地域自治組織の活動拠点施設とする改修工事が完了し、「コミュニティセンターであいの里」の運営について、このほど地域自治組織との合意が整ったことから、「養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例」（平成27年養父市条例第10号）の所要の改正を行うものである。

なお、施行日は令和7年7月1日からである。

議案第40号 養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が一部改正され、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱（以下「県要綱」という。）が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は県要綱の施行日に合わせ、令和7年7月1日からとしている。

【主な改正内容】

福祉医療費等助成事業における所得要件の低所得判定基準を80万9千円以下（現行80万円以下）に引き上げる。

議案第41号	令和7年度養父市一般会計補正予算（第1号）
議案第42号	令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第43号	令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第44号	令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第1号）
理由	上記4件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。
同意第7号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
理由	本件は、固定資産評価員の選任について、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
理由	上記3件は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。 【任期】 令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間

報告第1号

令和6年度養父市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和6年度養父市一般会計の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和7年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月6日提出

養父市長 大 林 賢 一

令和6年度養父市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国支出金	県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	交通安全施設整備事業費	5,000,000	3,300,000						3,300,000
2. 総務費	1. 総務管理費	生活安全推進事業費	11,100,000	10,551,000		10,551,000				
2. 総務費	1. 総務管理費	関宮地域局周辺整備事業費	1,006,860,000	1,006,860,000		423,853,000		527,900,000	55,107,000	
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業費	85,033,000	8,567,000		8,567,000				
4. 衛生費	1. 保健衛生費	環境衛生一般事務費	10,300,000	10,300,000		10,300,000				
6. 農林水産業費	1. 農業費	畜産振興対策事業費	129,960,000	105,618,000			105,618,000			
6. 農林水産業費	1. 農業費	堆肥センター管理運営事業費	9,020,000	9,020,000						9,020,000
6. 農林水産業費	2. 林業費	林道維持管理費	20,300,000	20,300,000						20,300,000
7. 商工費	1. 商工費	商工振興事業費	87,825,000	86,828,000		63,963,000				22,865,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路橋りょう補修事業費	308,637,000	303,427,000		180,964,000		120,200,000		2,263,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路橋りょう整備事業費(単独)	38,254,000	37,955,000				37,900,000		55,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路橋りょう整備事業費(補助)	193,726,000	179,926,000		92,030,000		86,400,000		1,496,000
8. 土木費	3. 河川費	河川維持事業費	19,996,000	19,996,000				18,900,000		1,096,000
8. 土木費	4. 都市計画費	都市計画業務費	39,266,000	39,266,000					39,266,000	
8. 土木費	4. 都市計画費	都市下水道事業費	134,000,000	134,000,000		66,920,000		63,600,000		3,480,000
9. 消防費	1. 消防費	防災・災害対策事業費	25,511,000	25,511,000		12,750,000				12,761,000
10. 教育費	4. 社会教育費	記念館管理費	18,183,000	18,183,000					14,000,000	4,183,000
10. 教育費	5. 保健体育費	体育施設管理費	5,200,000	5,200,000					5,087,000	113,000
11. 災害復旧費	2. 農林水産業施設災害復旧費	農地農業用施設過年補助災害復旧事業費	99,000,000	93,500,000			91,071,000	1,900,000	401,000	128,000
合計			2,247,171,000	2,118,308,000		869,898,000	196,689,000	856,800,000	113,861,000	81,060,000

報告第2号

令和6年度養父市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度養父市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

令和6年度養父市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項の規定による建設改良費の事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水及び給水施設整備費	55,680,000	31,229,000	18,200,000	6,460,000	0	15,800,000	△ 4,060,000	6,251,000	0	台風7号災害に係る復旧工事において能登半島地震の影響により資材の納入が遅れたため、年度内の事業完了が困難となった。 また企業債の金額は令和6年度に支払った前払分4,100,000円を含むため一般財源である損益勘定留保資金は△4,060,000となった。

報告第3号

令和6年度養父市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度養父市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

養父市長 大 林 賢 一

令和6年度養父市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	処理場整備事業	441,565,000	391,463,600	42,364,300	21,175,000	0	21,000,000	189,300	7,737,100	0	養父中央浄化センターの耐震診断が必要となったため、年度内の完成が困難となった。

報告第4号

令和6年度養父市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和6年度養父市一般会計の歳出予算の経費を別紙のとおり令和7年度に事故繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月6日提出

養父市長 大 林 賢 一

令和6年度養父市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源			
									国支出金	県支出金	地方債			その他	
11.	災害復 旧費	2. 農林水産 業施設災 害復旧費	農地農業用施設 現年補助災害復 旧事業費	43,760,200	9,000,000	34,760,200	105,600	34,865,800			33,959,289		114,051	792,460	高柳統合井堰災害復旧 工事及び伊豆井堰災害 復旧工事において、想 定外の水量及び施工範 囲に水流が集まるため 仮締切の設置に時間が 必要となった。 椿色大井用水路災害復 旧【第4期】BC工区 工事において、盛土が 施工途中で一部崩壊 し、施工時期を調整す る必要が生じた。
合 計			43,760,200	9,000,000	34,760,200	105,600	34,865,800			33,959,289		114,051	792,460		

報告第5号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第5号	令和7年3月25日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和7年2月1日、上箇交差点（養父市上箇40番地1）で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 352,000円 (過失割合) 市 100% 相手方 0% (相手方) [Redacted] [Redacted]

承認第2号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

令和6年度養父市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

専決第2号

令和6年度養父市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

関宮地域局周辺整備事業に対し、令和7年3月31日付けで国庫補助金である「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が交付されることとなり、養父市一般会計予算について財源補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、「令和6年度養父市一般会計補正予算（第10号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

養父市長 大林 賢一

令和6年度養父市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度養父市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の総額は変わらず、歳入予算の款項の区分ごとの金額を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年3月31日専決

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,471,733	423,853	2,895,586
	2. 国庫補助金	1,409,757	423,853	1,833,610
18. 繰入金		1,286,327	△17,853	1,268,474
	1. 基金繰入金	1,266,939	△17,853	1,249,086
21. 市債		2,061,062	△406,000	1,655,062
	1. 市債	2,061,062	△406,000	1,655,062
歳入	合計	21,280,060	0	21,280,060

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業債	千円 1,080,400	証書借入	%以内 4.0	借入先の融資条件による。	千円 674,400	補正前に同じ	%以内 補正前に同じ	補正前に同じ

歳入予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,471,733	423,853	2,895,586
18. 繰入金	1,286,327	△17,853	1,268,474
21. 市債	2,061,062	△406,000	1,655,062
歳入合計	21,280,060	0	21,280,060

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	679,188	423,853	1,103,041
項計	1,409,757	423,853	1,833,610

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

3. 特定目的基金繰入金	882,053	△17,853	864,200
項計	1,266,939	△17,853	1,249,086

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

1. 総務債	1,051,200	△406,000	645,200
項計	2,061,062	△406,000	1,655,062

歳入合計	21,280,060	0	21,280,060
------	------------	---	------------

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 地域振興費	1,353,016	0	1,353,016	423,853	△406,000	△17,853	
項計	4,509,617	0	4,509,617	423,853	△406,000	△17,853	

歳出合計	21,280,060	0	21,280,060	423,853	△406,000	△17,853	0
------	------------	---	------------	---------	----------	---------	---

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務管理費補助金	423,853	新しい地方経済・生活環境創生交付金 423,853

4. 公共施設等整備基金繰入	△17,853	公共施設等整備基金繰入金 △17,853

1. 総務管理債	△406,000	合併特例事業債（関宮地域局周辺整備事業） △406,000

--	--	--

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		関宮地域局周辺整備事業費（財源補正） 0

--	--	--

承認第3号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和7年4月1日から施行されることに伴う養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

専決第3号

養父市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和7年4月1日から施行されることに伴い、養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を改正する条例を制定する必要があるが生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

養父市長 大林 賢一

記

養父市条例第 号

養父市税条例の一部を改正する条例

養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を改正する条例を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号</p>	<p>(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号</p>

改 正 案	現 行
<p>に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000千円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付</p>	<p>に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付</p>

改 正 案	現 行
<p>自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p>	<p>自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p>	<p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(6) (略)</p> <p>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p><u>4・5</u> (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号</p>	<p>(6) (略)</p> <p><u>3・4</u> (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号</p>

改 正 案	現 行
<p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>17・18 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 市長は、<u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p>	<p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>17・18 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～11 (略)</p>

改 正 案	現 行
13・14 (略)	12・13 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の養父市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴う養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

専決第4号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

養父市長 大林 賢一

記

養父市条例第 号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を改正する条例を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び</p>

改正案	現行
<p>カに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>カに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の養父市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第38号

養父市税条例の一部を改正する条例の制定について

養父市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

養父市税条例の一部を改正する条例

養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を、養父市公告式条例（平成16年養父市条例第3号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u></p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、養父市公告式条例（平成16年養父市条例第3号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(昭和26年法律第185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者</p>	<p>という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者</p>

改 正 案	現 行
<p>特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄付金税額控除」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u></p> <p>2～9 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄付金税額控除」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u></p> <p>2～9 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは<u>特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合に</u></p>	<p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>あつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u></p> <p><u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式た</u></p>	

改 正 案	現 行
<u>ばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の養父市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の養父市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の

例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、養父市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 養父市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未滿の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第39号

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例（平成27年養父市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
大谷ふれあいセンター	養父市三宅 694 番地 1	大谷ふれあいセンター	養父市三宅 694 番地 1
(略)	(略)	(略)	(略)
木の香る浅野校区コミュニティセンター	養父市浅野 399 番地 1	木の香る浅野校区コミュニティセンター	養父市浅野 399 番地 1
コミュニティセンターであいの里	養父市出合 186 番地		
別表（8条関係）		別表（8条関係）	
(大谷ふれあいセンター)	(単位：円)	(大谷ふれあいセンター)	(単位：円)
(略)		(略)	
(八鹿ふれあい倶楽部)	(単位：円)	(八鹿ふれあい倶楽部)	(単位：円)

改 正 案							現 行						
(略)							(略)						
(小佐ふれあい倶楽部) (単位：円)							(小佐ふれあい倶楽部) (単位：円)						
(略)							(略)						
(高柳ふれあい倶楽部) (単位：円)							(高柳ふれあい倶楽部) (単位：円)						
(略)							(略)						
(伊佐ふれあい倶楽部) (単位：円)							(伊佐ふれあい倶楽部) (単位：円)						
(略)							(略)						
(宿南ふれあい倶楽部) (単位：円)							(宿南ふれあい倶楽部) (単位：円)						
(略)							(略)						
(西谷ふれあいの家) (単位：円)							(西谷ふれあいの家) (単位：円)						
(略)							(略)						
(口大屋高齢者コミュニティセンター) (単位：円)							(口大屋高齢者コミュニティセンター) (単位：円)						
(略)							(略)						
(南谷ふるさとセンター) (単位：円)							(南谷ふるさとセンター) (単位：円)						
(略)							(略)						
(木の香る浅野校区コミュニティセンター) (単位：円)							(木の香る浅野校区コミュニティセンター) (単位：円)						
(略)							(略)						
<u>(コミュニティセンターであいの里)</u> (単位：円)													
区分	使用時間区分及び基本使用料												
	9時から			13時から			18時から						
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで							
ホール	1,650	4,400	7,150	2,200	4,950	2,200							

改 正 案							現 行
研修室	930	2,480	4,030	1,240	2,790	1,240	特別料金(各施設共通) 1～3 (略)
特別料金(各施設共通) 1～3 (略)							

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第40号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大 林 賢 一

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例

養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p>
<p>(18) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第</p>	<p>(18) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第</p>

改 正 案	現 行
<p>2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万9千円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(19) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以</p>	<p>2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(19) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以</p>

改 正 案		現 行	
<p>下同じ。)の合計額が<u>80万9千円</u>以下である者をいう。</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。</p>		<p>下同じ。)の合計額が<u>80万円</u>以下である者をいう。</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。</p>	
区分Ⅰ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>を超えるとき。</p> <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p>	区分Ⅰ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>を超えるとき。</p> <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p>
区分Ⅱ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者であるとき。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>を超えるとき。</p> <p>ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていないとき。</p>	区分Ⅱ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者であるとき。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>を超えるとき。</p> <p>ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていないとき。</p>

改 正 案		現 行	
エ 「所得を有しない者」であるとき。		エ 「所得を有しない者」であるとき。	
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
2～3 (略)		2～3 (略)	

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第41号

令和7年度養父市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度養父市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,978,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,025,018	177,265	2,202,283
	2 国庫補助金	854,553	176,365	1,030,918
	3 国庫委託金	7,581	900	8,481
15 県支出金		1,198,388	18,627	1,217,015
	2 県補助金	454,439	18,077	472,516
	3 県委託金	234,460	550	235,010
18 繰入金		2,143,437	△178,465	1,964,972
	1 基金繰入金	2,121,010	△178,465	1,942,545
19 繰越金		40,000	3,209	43,209
	1 繰越金	40,000	3,209	43,209
20 諸収入		527,256	△4,366	522,890
	5 雑収入	501,978	△4,366	497,612
21 市債		1,151,300	2,100	1,153,400
	1 市債	1,151,300	2,100	1,153,400
歳入	合計	19,960,000	18,370	19,978,370

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		150,270	△7,192	143,078
	1. 議会費	150,270	△7,192	143,078
2. 総務費		4,521,344	△8,718	4,512,626
	1. 総務管理費	4,221,071	△16,386	4,204,685
	2. 徴税費	183,156	73	183,229
	3. 戸籍住民基本台帳費	61,891	△1,674	60,217
	6. 監査委員費	11,418	9,269	20,687
3. 民生費		5,104,978	△2,368	5,102,610
	1. 社会福祉費	3,067,349	△4,726	3,062,623
	2. 児童福祉費	1,806,499	0	1,806,499
	3. 生活保護費	230,130	2,358	232,488
4. 衛生費		1,996,219	5,327	2,001,546
	1. 保健衛生費	1,890,444	5,327	1,895,771
6. 農林水産業費		1,027,592	3,199	1,030,791
	1. 農業費	799,681	3,199	802,880
7. 商工費		462,779	3,003	465,782
	1. 商工費	192,734	582	193,316
	2. 観光費	270,045	2,421	272,466
8. 土木費		1,837,176	34,242	1,871,418
	2. 道路橋りょう費	851,751	△7,661	844,090
	4. 都市計画費	829,211	41,392	870,603
	5. 住宅費	64,194	511	64,705
9. 消防費		364,185	6,077	370,262
	1. 消防費	364,185	6,077	370,262
10. 教育費		2,266,731	△15,200	2,251,531
	1. 教育総務費	177,772	△5,341	172,431
	3. 中学校費	693,413	550	693,963
	4. 社会教育費	504,827	6,839	511,666
	5. 保健体育費	478,883	△17,248	461,635
歳出	合計	19,960,000	18,370	19,978,370

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	千円 851,400	証書借入	%以内 4.0	借入先の融資条件による。	千円 853,500	補正前に同じ	%以内 補正前に同じ	補正前に同じ

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,025,018	177,265	2,202,283
15. 県支出金	1,198,388	18,627	1,217,015
18. 繰入金	2,143,437	△178,465	1,964,972
19. 繰越金	40,000	3,209	43,209
20. 諸収入	527,256	△4,366	522,890
21. 市債	1,151,300	2,100	1,153,400
歳入合計	19,960,000	18,370	19,978,370

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	150,270	△7,192	143,078
2. 総務費	4,521,344	△8,718	4,512,626
3. 民生費	5,104,978	△2,368	5,102,610
4. 衛生費	1,996,219	5,327	2,001,546
6. 農林水産業費	1,027,592	3,199	1,030,791
7. 商工費	462,779	3,003	465,782
8. 土木費	1,837,176	34,242	1,871,418
9. 消防費	364,185	6,077	370,262
10. 教育費	2,266,731	△15,200	2,251,531
歳出合計	19,960,000	18,370	19,978,370

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△7,192
172,544		△172,544	△8,718
3,341		△3,341	△2,368
		△9,866	15,193
480		△480	3,199
	2,100	△2,100	3,003
18,077			16,165
		5,500	577
1,450			△16,650
195,892	2,100	△182,831	3,209

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	162,325	173,024	335,349
2. 民生費国庫補助金	139,556	3,341	142,897
項計	854,553	176,365	1,030,918

(款) 14. 国庫支出金

(項) 3. 国庫委託金

5. 教育費国庫委託金	0	900	900
項計	7,581	900	8,481

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

5. 土木費県補助金	1,586	18,077	19,663
項計	454,439	18,077	472,516

(款) 15. 県支出金

(項) 3. 県委託金

6. 教育費県委託金	3,061	550	3,611
項計	234,460	550	235,010

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

3. 特定目的基金繰入金	1,642,520	△178,465	1,464,055
項計	2,121,010	△178,465	1,942,545

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	40,000	3,209	43,209
項計	40,000	3,209	43,209

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

6. 雑入	425,043	△4,366	420,677
項計	501,978	△4,366	497,612

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

4. 商工債	5,000	2,100	7,100
項計	1,151,300	2,100	1,153,400

歳入合計	19,960,000	18,370	19,978,370
------	------------	--------	------------

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1. 総務管理費補助金	173,024			新しい地方経済・生活環境創生交付金 (旧地方創生推進交付金)	161,452
				先導的官民連携支援事業補助金	11,572
3. 児童福祉費補助金	3,341			就学前教育・保育施設整備交付金	3,341

1. 教育総務費委託金	900			リーディングDXスクール事業委託金	900

3. 道路橋りょう費補助金	2,000			除雪機械運転資格取得補助金	2,000
4. 都市計画費補助金	16,077			自治振興事業補助金	16,077

1. 学校教育費委託金	550			地域クラブ活動への移行に向けた実証事業委託金	550

3. 公共施設等整備基金繰入金	△178,635			公共施設等整備基金繰入金	△178,635
4. 過疎対策基金繰入金	△2,100			過疎対策基金繰入金	△2,100
5. 創生基金繰入金	2,270			創生基金繰入金	2,270

1. 前年度繰越金	3,209			前年度繰越金	3,209

1. 総務費受入金	△9,866			派遣職員給与受入金	△9,866
7. 消防費受入金	5,500			消防団員退職報償金受入	5,500

1. 商工債	2,100			過疎対策事業債(企業等振興奨励事業)	2,100

--	--	--	--	--	--

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	150,270	△7,192	143,078				△7,192
項 計	150,270	△7,192	143,078				△7,192

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	2,384,526	△16,386	2,368,140				△16,386
6. 企画費	569,911	0	569,911	△2,750		2,750	
8. 地域振興費	935,165	0	935,165	175,294		△175,294	
項 計	4,221,071	△16,386	4,204,685	172,544		△172,544	△16,386

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税费

1. 税務総務費	117,450	73	117,523				73
項 計	183,156	73	183,229				73

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
2.	給 料		△4,040	議会職員人件費	△7,192
3.	職 員 手 当		△1,872	一般職給料	△4,040
4.	共 済 費		△1,280	管理職手当	600
				期末手当	△920
				勤勉手当	△750
				住居手当	△270
				通勤手当	△20
				扶養手当	△438
				地域手当	△74
				職員共済組合負担金	△1,280

2.	給 料		△4,468	総務職員人件費	△8,509
3.	職 員 手 当		△3,055	一般職給料	△4,468
4.	共 済 費		△1,500	期末手当	△1,001
18.	負担金、補助及び交付金		△7,363	勤勉手当	△815
				住居手当	△354
				通勤手当	△36
				扶養手当	△102
				地域手当	△233
				職員共済組合負担金	△1,500
				職員管理事務費	△7,877
				期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	△246
				勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	△268
				退職手当組合負担金	1,237
				派遣職員負担金	△8,600
				居空間構想推進事業費（財源補正）	0
				関宮地域局周辺整備事業費（財源補正）	0

2.	給 料		709	税務職員人件費	73
3.	職 員 手 当		△636	一般職給料	709
				管理職手当	△636

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	61,891	△1,674	60,217				△1,674
項 計	61,891	△1,674	60,217				△1,674

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	11,418	9,269	20,687				9,269
項 計	11,418	9,269	20,687				9,269

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	595,430	△5,135	590,295				△5,135
3. 老人福祉費	1,188,678	2,394	1,191,072				2,394
5. 国民年金事務費	9,008	38	9,046				38
7. 社会福祉施設費	17,681	△2,023	15,658				△2,023

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
2.	給 料		△912	戸籍職員人件費	△1,674
3.	職 員 手 当		△762	一般職給料	△912
				期末手当	△481
				勤勉手当	△400
				通勤手当	17
				扶養手当	102

2.	給 料		4,800	監査委員会職員人件費	9,269
3.	職 員 手 当		2,644	一般職給料	4,800
4.	共 済 費		1,825	管理職手当	240
				期末手当	1,140
				勤勉手当	895
				住居手当	270
				地域手当	99
				職員共済組合負担金	1,825

2.	給 料		△2,028	社会福祉職員人件費	△5,135
3.	職 員 手 当		△2,089	一般職給料	△2,028
4.	共 済 費		△1,018	管理職手当	△984
				期末手当	△444
				勤勉手当	△227
				住居手当	△6
				通勤手当	92
				扶養手当	△456
				地域手当	△64
				職員共済組合負担金	△1,018
27.	繰 出 金		2,394	介護保険特別会計繰出金	2,394
				介護保険特別会計繰出金	2,394
2.	給 料		192	国民年金職員人件費	38
3.	職 員 手 当		△154	一般職給料	192
				期末手当	△174
				勤勉手当	△81
				地域手当	101
2.	給 料		△1,414	みふね会館職員人件費	△2,023
3.	職 員 手 当		△609	一般職給料	△1,414

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 社会福祉施設費							
項 計	3,067,349	△4,726	3,062,623				△4,726

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

2. 児童福祉施設費	1,198,049	0	1,198,049	3,341		△3,341	
項 計	1,806,499	0	1,806,499	3,341		△3,341	

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	38,193	2,358	40,551				2,358
項 計	230,130	2,358	232,488				2,358

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	318,583	5,306	323,889			△9,866	15,172
9. 病院診療所費	1,233,124	21	1,233,145				21
項 計	1,890,444	5,327	1,895,771			△9,866	15,193

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		期末手当	△339
		勤勉手当	△270

		公立認定こども園等運営事業費（財源補正）	0

2. 給料	1,078	生活保護職員人件費	2,358
3. 職員手当	687	一般職給料	1,078
4. 共済費	593	期末手当	272
		勤勉手当	228
		通勤手当	△87
		扶養手当	252
		地域手当	22
		職員共済組合負担金	593

1. 報酬	△2,932	保健衛生職員人件費	8,270
2. 給料	4,067	一般職給料	4,067
3. 職員手当	1,832	管理職手当	405
4. 共済費	1,559	期末手当	666
		勤勉手当	981
		住居手当	648
		通勤手当	△139
		地域手当	83
		職員共済組合負担金	1,559
		保健衛生一般事務費	△2,964
		会計年度任用職員報酬	△2,932
18. 負担金、補助及び交付金	780	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	△408
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	△404
		救急安心センターひょうご運営費負担金	780
27. 繰出金	21	国保直営診療施設勘定繰出金	21
		国保直営診療施設勘定繰出金	21

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	34,422	336	34,758				336
2. 農業総務費	85,525	2,863	88,388				2,863
3. 農業振興費	266,637	0	266,637	480		△480	
項 計	799,681	3,199	802,880	480		△480	3,199

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	31,580	582	32,162				582
2. 商工振興費	161,154	0	161,154		2,100	△2,100	
項 計	192,734	582	193,316		2,100	△2,100	582

(款) 7. 商工費

(項) 2. 観光費

1. 観光総務費	18,598	2,421	21,019				2,421
項 計	270,045	2,421	272,466				2,421

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

1. 道路橋りょう総務費	121,506	△9,661	111,845				△9,661
--------------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
3. 職員手当	336	農業委員会職員人件費	336
		住居手当	336
2. 給料	1,782	農業総務職員人件費	2,863
3. 職員手当	368	一般職給料	1,782
4. 共済費	713	期末手当	30
		勤勉手当	108
		通勤手当	183
		地域手当	47
		職員共済組合負担金	713
		農地利用向上促進事業費(財源補正)	0

2. 給料	464	商工職員人件費	582
3. 職員手当	△150	一般職給料	464
4. 共済費	268	期末手当	98
		勤勉手当	117
		通勤手当	△175
		扶養手当	△190
		職員共済組合負担金	268
		企業等振興奨励事業費(財源補正)	0

2. 給料	1,182	観光職員人件費	2,421
3. 職員手当	714	一般職給料	1,182
4. 共済費	525	期末手当	344
		勤勉手当	286
		住居手当	△336
		通勤手当	35
		扶養手当	354
		地域手当	31
		職員共済組合負担金	525

2. 給料	△4,677	道路橋りょう職員人件費	△9,661
3. 職員手当	△3,384	一般職給料	△4,677
4. 共済費	△1,600	期末手当	△1,438

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 道路橋りょう総務費							
2. 道路橋りょう維持費	510,865	2,000	512,865	2,000			
項 計	851,751	△7,661	844,090	2,000			△9,661

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	144,416	19,136	163,552				19,136
2. 下水路費	684,795	22,256	707,051	16,077			6,179
項 計	829,211	41,392	870,603	16,077			25,315

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅総務費	16,694	511	17,205				511
項 計	64,194	511	64,705				511

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		勤勉手当	△1,132
		住居手当	△336
		通勤手当	△255
		扶養手当	△108
		地域手当	△115
		職員共済組合負担金	△1,600
18. 負担金、補助及び交付金	2,000	除雪対策事業費	2,000
		除雪機械運転資格取得補助金	2,000

2. 給料	9,202	都市計画職員人件費	19,136
3. 職員手当	6,221	一般職給料	9,202
4. 共済費	3,713	管理職手当	384
		期末手当	2,269
		勤勉手当	1,772
		通勤手当	857
		扶養手当	732
		地域手当	207
		職員共済組合負担金	3,713
18. 負担金、補助及び交付金	22,256	下水道事業会計繰出金	22,256
		下水道事業補助金	22,256

2. 給料	503	住宅職員人件費	511
3. 職員手当	△158	一般職給料	503
4. 共済費	166	期末手当	52
		勤勉手当	93
		通勤手当	△32
		扶養手当	△276
		地域手当	5
		職員共済組合負担金	166

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 非常備消防費	128,783	5,500	134,283			5,500	
3. 災害対策費	103,119	577	103,696				577
項 計	364,185	6,077	370,262			5,500	577

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	131,869	△6,241	125,628				△6,241
3. 学校教育総務費	44,046	900	44,946	900			
項 計	177,772	△5,341	172,431	900			△6,241

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

2. 中学校教育振興費	163,011	550	163,561	550			
-------------	---------	-----	---------	-----	--	--	--

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
7.	報 償 費		5,500	消防団関係事業費	5,500
				退職者報償金	5,500
2.	給 料		465	防災・災害対策人件費	577
3.	職 員 手 当		112	一般職給料	465
				期末手当	59
				勤勉手当	93
				住居手当	252
				通勤手当	△57
				扶養手当	△240
				地域手当	5

1.	報 酬		2,932	教育総務職員人件費	△10,289
2.	給 料		△7,213	一般職給料	△7,213
3.	職 員 手 当		△1,164	管理職手当	△384
4.	共 済 費		△850	期末手当	△1,298
8.	旅 費		54	勤勉手当	△1,050
				住居手当	660
				通勤手当	90
				扶養手当	174
				地域手当	△168
				職員共済組合負担金	△1,100
				教育委員会事務局費	4,048
				会計年度任用職員報酬	2,932
				期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	408
				勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	404
				職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	250
				費用弁償（会計年度任用職員）	54
7.	報 償 費		399	小中一貫教育強化推進事業費	900
8.	旅 費		501	講師等謝金	399
				研修旅費	501

7.	報 償 費		1,400	部活動推進事業費	550
10.	需 用 費		985	講師等謝金	1,400
13.	使用料及び 賃 借 料		15	印刷製本費	25
				修繕料	40

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 中学校教育 振興費							
項 計	693,413	550	693,963	550			

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総 務 費	124,148	3,939	128,087				3,939
3. 公民館費	125,670	2,900	128,570				2,900
項 計	504,827	6,839	511,666				6,839

(款) 10. 教育費

(項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	164,149	△17,489	146,660				△17,489
3. 学校給食施 設 費	308,519	241	308,760				241
項 計	478,883	△17,248	461,635				△17,248

歳出合計	19,960,000	18,370	19,978,370	195,892	2,100	△182,831	3,209
------	------------	--------	------------	---------	-------	----------	-------

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金、補助及び交付金	△1,850	消耗品費	920
		施設使用料	15
		部活動推進補助金	△1,850

2. 給料	1,333	社会教育職員人件費	3,939
3. 職員手当	1,440	一般職給料	1,333
4. 共済費	1,166	管理職手当	600
		期末手当	656
		勤勉手当	540
		住居手当	△570
		通勤手当	△140
		扶養手当	300
		地域手当	54
		職員共済組合負担金	1,166
1. 報酬	2,153	公民館管理費	2,900
3. 職員手当	514	会計年度任用職員報酬	2,153
4. 共済費	226	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	246
8. 旅費	7	勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	268
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	226
		費用弁償（会計年度任用職員）	7

2. 給料	△9,247	体育施設職員人件費	△17,489
3. 職員手当	△6,031	一般職給料	△9,247
4. 共済費	△2,211	管理職手当	△600
		期末手当	△2,267
		勤勉手当	△1,774
		通勤手当	△447
		扶養手当	△732
		地域手当	△211
		職員共済組合負担金	△2,211
2. 給料	80	学校給食職員人件費	241
3. 職員手当	161	一般職給料	80
		扶養手当	156
		地域手当	5

--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	323 (290)	566,434	1,245,454	906,121	2,718,009	499,147	3,217,156	
補正前	325 (289)	564,281	1,253,596	911,156	2,729,033	496,852	3,225,885	
比較	△2 (1)	2,153	△8,142	△5,035	△11,024	2,295	△8,729	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職員数 (人)	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	時間外 手当	特殊勤 務手当	その他	備考
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員 手当 等の 内訳	補正後	36,440	41,154	27,398	26,099	12,438	366,614	303,139	88,424	1,551	2,864	
	補正前	36,912	41,529	27,604	26,213	12,144	369,390	304,525	88,424	1,551	2,864	
	比較	△472	△375	△206	△114	294	△2,776	△1,386				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	267 (9)		1,077,351	666,120	1,743,471	359,312	2,102,783	
補正前	269 (9)		1,085,493	671,155	1,756,648	357,493	2,114,141	
比較	△2		△8,142	△5,035	△13,177	1,819	△11,358	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職員数 (人)	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	時間外 手当	特殊勤 務手当	その他	備考
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員 手当 等の 内訳	補正後	36,440	41,154	24,034	21,553	12,438	244,502	199,711	82,474	950	2,864	
	補正前	36,912	41,529	24,240	21,667	12,144	247,278	201,097	82,474	950	2,864	
	比較	△472	△375	△206	△114	294	△2,776	△1,386				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	56 (281)	566,434	168,103	240,001	974,538	139,835	1,114,373	
補正前	56 (280)	564,281	168,103	240,001	972,385	139,359	1,111,744	
比較	(1)	2,153			2,153	476	2,629	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職員数 (人)	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	時間外 手当	特殊勤 務手当	その他	備考
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員 手当 等の 内訳	補正後			3,364	4,546		122,112	103,428	5,950	601		
	補正前			3,364	4,546		122,112	103,428	5,950	601		
	比較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備考
報酬	2,153	その他の増減分	2,153	会計年度任用職員 2,153 千円
給料	△8,142	その他の増減分	△8,142	会計年度任用職員以外の職員 △8,142 千円
職員手当	△5,035	その他の増減分	△5,035	会計年度任用職員以外の職員 △5,035 千円

令和7年度一般会計補正予算(第1号)事業一覧

(単位:千円)

款	項	目	事業名称	補正額	財源内訳					備考
					国	県	地方債	その他	一般財源	
【議会費】				△ 7,192	0	0	0	0	△ 7,192	
1	1	1	議会職員人件費	△ 7,192					△ 7,192	人件費補正
【総務費】				△ 8,718	172,544	0	0	△ 172,544	△ 8,718	
2	1	1	総務職員人件費	△ 8,509					△ 8,509	人件費補正
2	1	1	職員管理事務費	△ 7,877					△ 7,877	人件費補正及び派遣職員負担金の減額
2	1	6	居空間構想推進事業費	0	△ 2,750			2,750		国庫補助金減額見込に伴う財源補正
2	1	8	関宮地域局周辺整備事業費	0	175,294			△ 175,294		国庫補助金採択に伴う財源補正
2	2	1	税務職員人件費	73					73	人件費補正
2	3	1	戸籍職員人件費	△ 1,674					△ 1,674	人件費補正
2	6	1	監査委員会職員人件費	9,269					9,269	人件費補正
【民生費】				△ 2,368	3,341	0	0	△ 3,341	△ 2,368	
3	1	1	社会福祉職員人件費	△ 5,135					△ 5,135	人件費補正
3	1	3	介護保険特別会計繰出金	2,394					2,394	特別会計の補正による増額
3	1	5	国民年金職員人件費	38					38	人件費補正
3	1	7	みふね会館職員人件費	△ 2,023					△ 2,023	人件費補正
3	2	2	公立認定こども園等運営事業費	0	3,341			△ 3,341		国庫補助金採択に伴う財源補正
3	3	1	生活保護職員人件費	2,358					2,358	人件費補正
【衛生費】				5,327	0	0	0	△ 9,866	15,193	
4	1	1	保健衛生職員人件費	8,270				△ 9,866	18,136	人件費補正及び財源補正
4	1	1	保健衛生一般事務費	△ 2,964					△ 2,964	人件費補正及び救急安心センターひょうご(#7119)全県展開に伴う負担金の増額
4	1	9	国保直営診療施設勘定繰出金	21					21	特別会計の補正による増額
【農林水産業費】				3,199	480	0	0	△ 480	3,199	
6	1	1	農業委員会職員人件費	336					336	人件費補正
6	1	2	農業総務職員人件費	2,863					2,863	人件費補正
6	1	3	農地利用向上促進事業費	0	480			△ 480		国庫補助金採択に伴う財源補正

令和7年度一般会計補正予算(第1号)事業一覧

(単位:千円)

款	項	目	事業名称	補正額	財源内訳					備考
					国	県	地方債	その他	一般財源	
【商工費】				3,003	0	0	2,100	△ 2,100	3,003	
7	1	1	商工職員人件費	582					582	人件費補正
7	1	2	企業等振興奨励事業費	0			2,100	△ 2,100		過疎対策事業債(ソフト事業分)限度額確定に伴う財源補正
7	2	1	観光職員人件費	2,421					2,421	人件費補正
【土木費】				34,242	0	18,077	0	0	16,165	
8	2	1	道路橋りょう職員人件費	△ 9,661					△ 9,661	人件費補正
8	2	2	除雪対策事業費	2,000		2,000				除雪機械運転資格取得補助金の県の交付窓口を市に一本化することに伴う増額
8	4	1	都市計画職員人件費	19,136					19,136	人件費補正
8	4	2	下水道事業会計繰出金	22,256		16,077			6,179	特別会計の補正による増額
8	5	1	住宅職員人件費	511					511	人件費補正
【消防費】				6,077	0	0	0	5,500	577	
9	1	1	消防団関係事業費	5,500				5,500		消防団退団者数増加見込に伴う報償金の増額
9	1	3	防災・災害対策人件費	577					577	人件費補正
【教育費】				△ 15,200	900	550	0	0	△ 16,650	
10	1	2	教育総務職員人件費	△ 10,289					△ 10,289	人件費補正
10	1	2	教育委員会事務局費	4,048					4,048	人件費補正
10	1	3	小中一貫教育強化推進事業費	900	900					国のリーディングDX事業に2校(八鹿青溪中学校・伊佐小学校)が指定されたことに伴う事業費の増額
10	3	2	部活動推進事業費	550		550				部活動地域移行に係る県委託金の増額に伴う事業費の増額及び補助金から謝金等への組換え
10	4	1	社会教育職員人件費	3,939					3,939	人件費補正
10	4	3	公民館管理費	2,900					2,900	人件費補正
10	5	2	体育施設職員人件費	△ 17,489					△ 17,489	人件費補正
10	5	3	学校給食職員人件費	241					241	人件費補正
合 計				18,370	177,265	18,627	2,100	△ 182,831	3,209	

議案第42号

令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（大屋診療所施設勘定）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 大屋診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,127千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		35,369	3,127	38,496
	1. 他会計繰入金	35,369	3,127	38,496
歳入合計		123,000	3,127	126,127

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	35,369	3,127	38,496
歳入合計	123,000	3,127	126,127

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	68,935	3,127	72,062
歳出合計	123,000	3,127	126,127

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		68,935	3,127	72,062
	1. 施設管理費	68,935	3,127	72,062
歳出	合計	123,000	3,127	126,127

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			3,127
			3,127

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	35,369	3,127	38,496
項計	35,369	3,127	38,496

歳入合計	123,000	3,127	126,127
------	---------	-------	---------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	68,935	3,127	72,062				3,127
項計	68,935	3,127	72,062				3,127

歳出合計	123,000	3,127	126,127	0	0	0	3,127
------	---------	-------	---------	---	---	---	-------

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 一般会計繰入金		3,127	一般会計繰入金	3,127

--	--	--	--	--

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		1,552	大屋診療所職員人件費	8,164
3. 職員手当		494	一般職給料	4,108
4. 共済費		658	期末手当	917
18. 負担金、補助及び交付金		423	勤勉手当	770
			時間外勤務手当	200
			通勤手当	70
			地域手当	83
			職員共済組合負担金	1,370
			退職手当組合負担金	637
			県職員互助会負担金	9
			一般管理費	△5,037
			会計年度任用職員給料	△2,556
			期末手当 (常勤会計年度任用職員)	△868
	勤勉手当 (常勤会計年度任用職員)	△678		
	職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△712		
	退職手当組合負担金	△223		

--	--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	6 (1)	231	22,538	28,468	51,237	7,391	58,628	
補 正 前	6 (1)	231	20,986	27,974	49,191	6,733	55,924	
比 較			1,552	494	2,046	658	2,704	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤 勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 276	804	742	575		4,635	3,896	400	17,140		
	補正前 276	804	659	505		4,586	3,804	200	17,140		
	比 較		83	70		49	92	200			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	2		10,322	23,541	33,863	4,170	38,033	
補 正 前	1		6,214	21,501	27,715	2,800	30,515	
比 較	1		4,108	2,040	6,148	1,370	7,518	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤 勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 276	804	448	260		2,425	1,988	200	17,140		
	補正前 276	804	365	190		1,508	1,218		17,140		
	比 較		83	70		917	770	200			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4 (1)	231	12,216	4,927	17,374	3,221	20,595	
補 正 前	5 (1)	231	14,772	6,473	21,476	3,933	25,409	
比 較	△1		△ 2,556	△ 1,546	△ 4,102	△ 712	△ 4,814	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤 勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後		294	315		2,210	1,908	200			
	補正前		294	315		3,078	2,586	200			
	比 較					△ 868	△ 678				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給料	1,552	その他の増減分	1,552	会計年度任用職員以外の職員 4,108 千円 会計年度任用職員 △2,556 千円
職員手当	494	その他の増減分	494	会計年度任用職員以外の職員 2,040 千円 会計年度任用職員 △1,546 千円

(出合診療所施設勘定)

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 出合診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,106千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,794千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		29,305	△3,106	26,199
	2. 他会計繰入金	21,460	△3,106	18,354
歳入合計		62,900	△3,106	59,794

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	29,305	△3,106	26,199
歳入合計	62,900	△3,106	59,794

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	46,078	△3,106	42,972
歳出合計	62,900	△3,106	59,794

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		46,078	△3,106	42,972
	1. 施設管理費	46,078	△3,106	42,972
歳出	合計	62,900	△3,106	59,794

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			△3,106
			△3,106

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	21,460	△3,106	18,354
項 計	21,460	△3,106	18,354

歳入合計	62,900	△3,106	59,794
------	--------	--------	--------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	46,078	△3,106	42,972				△3,106
項 計	46,078	△3,106	42,972				△3,106

歳出合計	62,900	△3,106	59,794	0	0	0	△3,106
------	--------	--------	--------	---	---	---	--------

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 一般会計繰入金	△3,106	一般会計繰入金	△3,106

--	--	--	--

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	△1,226	出合診療所職員人件費	△8,214
3. 職員手当	△751	一般職給料	△4,108
4. 共済費	△715	期末手当	△917
18. 負担金、補助及び交付金	△414	勤勉手当	△770
		時間外勤務手当	△200
		通勤手当	△120
		地域手当	△83
		職員共済組合負担金	△1,370
		退職手当組合負担金	△637
		県職員互助会負担金	△9
		一般管理費	5,108
		会計年度任用職員給料	2,882
		期末手当 (常勤会計年度任用職員)	612
		通勤手当 (会計年度任用職員)	155
		勤勉手当 (常勤会計年度任用職員)	514
		地域手当 (常勤会計年度任用職員)	58
職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	655		
退職手当組合負担金	226		
県職員互助会負担金	6		

--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	4		15,026	15,451	30,477	5,027	35,504	
補正前	4		16,252	16,202	32,454	5,742	38,196	
比 較			△ 1,226	△ 751	△ 1,977	△ 715	△ 2,692	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後	234	804	546	434		3,380	2,797	200	6,600	456
	補正前	234	804	571	399		3,685	3,053	400	6,600	456
	比 較			△ 25	35		△ 305	△ 256	△ 200		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1		6,416	11,331	17,747	2,640	20,387	
補正前	2		10,524	13,421	23,945	4,010	27,955	
比 較	△1		△ 4,108	△ 2,090	△ 6,198	△ 1,370	△ 7,568	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後	234	804	373	54		1,550	1,260		6,600	456
	補正前	234	804	456	174		2,467	2,030	200	6,600	456
	比 較			△ 83	△ 120		△ 917	△ 770	△ 200		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3		8,610	4,120	12,730	2,387	15,117	
補正前	2		5,728	2,781	8,509	1,732	10,241	
比 較	1		2,882	1,339	4,221	655	4,876	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後			173	380		1,830	1,537	200		
	補正前			115	225		1,218	1,023	200		
	比 較			58	155		612	514			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	△1,226	その他の増減分	△1,226	会計年度任用職員以外の職員 △4,108 千円 会計年度任用職員 2,882 千円
職員手当	△751	その他の増減分	△751	会計年度任用職員以外の職員 △2,090 千円 会計年度任用職員 1,339 千円

議案第43号

令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,752,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

養父市長 大 林 賢 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		589,685	2,394	592,079
	1. 一般会計繰入金	563,685	2,394	566,079
歳入合計		3,750,500	2,394	3,752,894

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	589,685	2,394	592,079
歳入合計	3,750,500	2,394	3,752,894

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	74,749	2,394	77,143
歳出合計	3,750,500	2,394	3,752,894

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		74,749	2,394	77,143
	1. 総務管理費	38,423	2,394	40,817
歳出	合計	3,750,500	2,394	3,752,894

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		2,394	0
		2,394	0

2. 歳入

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5. その他一般会計繰入金	76,532	2,394	78,926
項 計	563,685	2,394	566,079

歳入合計	3,750,500	2,394	3,752,894
------	-----------	-------	-----------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	38,113	2,394	40,507			2,394	
項 計	38,423	2,394	40,817			2,394	

歳出合計	3,750,500	2,394	3,752,894	0	0	2,394	0
------	-----------	-------	-----------	---	---	-------	---

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 職員給与費等繰入金	2,394	職員給与費等繰入金	2,394

--	--	--	--

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2. 給 料	902	介護総務職員人件費	2,394
3. 職員手当	1,199	一般職給料	902
4. 共 済 費	393	管理職手当	384
18. 負担金、補 助及び交 付 金	△100	期末手当	308
		勤勉手当	282
		住居手当	△270
		通勤手当	90
		扶養手当	372
		地域手当	33
		職員共済組合負担金	393
		退職手当組合負担金	△100

--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4 (6)	12,913	16,991	14,442	44,346	7,178	51,524	
補 正 前	4 (6)	12,913	16,089	13,243	42,245	6,785	49,030	
比 較			902	1,199	2,101	393	2,494	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後	546	984	371	202		6,457	5,441	441		
	補正前	174	600	338	112	270	6,149	5,159	441		
	比 較	372	384	33	90	△ 270	308	282			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4		16,991	9,750	26,741	5,622	32,363	
補 正 前	4		16,089	8,551	24,640	5,229	29,869	
比 較			902	1,199	2,101	393	2,494	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後	546	984	371	202		3,907	3,299	441		
	補正前	174	600	338	112	270	3,599	3,017	441		
	比 較	372	384	33	90	△ 270	308	282			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	902	その他の増減分	902	会計年度任用職員以外の職員 902 千円
職員手当	1,199	その他の増減分	1,199	会計年度任用職員以外の職員 1,199 千円

議案第44号

令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度養父市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度養父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,101,808 千円	6,179 千円	1,107,987 千円
第2項 営業外収益	632,880 千円	6,179 千円	639,059 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,157,214 千円	6,179 千円	1,163,393 千円
第1項 営業費用	1,072,997 千円	6,179 千円	1,079,176 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1） 職員給与費	52,907 千円	5,512 千円	58,419 千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第10条中「334,988千円」を「357,244千円」に改める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
収益の収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益	2 営業外収益		1,101,808	6,179	1,107,987	
			632,880	6,179	639,059	
		2 補助金	334,988	6,179	341,167	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用	1 営業費用		1,157,214	6,179	1,163,393	
			1,072,997	6,179	1,079,176	
		2 処理場費	263,911	204	264,115	
		3 総係費	32,649	5,975	38,624	

資本的収入

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入	3 補助金		826,807	0	826,807	
			123,577	0	123,577	
		2 県補助金	41,077	△ 16,077	25,000	
		3 他会計補助金	0	16,077	16,077	

令和7年度養父市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△62,109
	減価償却費	711,312
	資産減耗費	3,448
	賞与引当金等の減少額	△558
	貸倒引当金の増加額	270
	長期前受金戻入額	△291,580
	支払利息	72,064
	未収金の増加額	△1,435
	未払金の減少額	△4,705
	小計	426,707
	利息の支払額	△72,064
	業務活動によるキャッシュ・フロー	354,643
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△285,419
	国県補助金による収入	96,266
	未収金の増加額	△5,737
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△194,890
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	573,900
	企業債の償還による支出	△833,011
	一般会計からの出資による収入	129,330
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△129,781
	資金減少額	29,972
	資金期首残高	839,028
	資金期末残高	869,000

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職員数		給与費				法 定 福利費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	10	8	113	29,992	18,386	48,491	9,928	58,419
補 正 前	10	8	113	27,799	16,427	44,339	8,568	52,907
比 較	0	0	0	2,193	1,959	4,152	1,360	5,512

(単位：千円)

区 分		扶 養 手 当	管理職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時間外 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
手 当 の 内 訳	補 正 後	846	768	832	0	7,049	5,513	1,967	780	631
	補 正 前	846	384	762	0	6,288	4,832	1,952	780	583
	比 較	0	384	70	0	761	681	15	0	48

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料	2,193	その他の増減分		2,193	その他の増減分 2,193
手 当	1,959	その他の増減分		1,959	管理職手当 384 通勤手当 70 時間外手当 15 地域手当 48 期末手当 761 勤勉手当 681

令和7年度養父市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,034,901

ロ 建 物 2,347,413

減 価 償 却 累 計 額 Δ 605,571 1,741,842

ハ 構 築 物 18,853,233

減 価 償 却 累 計 額 Δ 4,934,336 13,918,897

ニ 機 械 及 び 装 置 3,383,918

減 価 償 却 累 計 額 Δ 1,907,189 1,476,729

ホ 車 両 運 搬 具 31,573

減 価 償 却 累 計 額 Δ 30,630 943

ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 5,382

減 価 償 却 累 計 額 Δ 1,232 4,150

ト 建 設 仮 勘 定 669,539

有 形 固 定 資 産 合 計 18,847,001

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 576

無 形 固 定 資 産 合 計 576

固 定 資 産 合 計 18,847,577

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 869,000

(2) 未 収 金 228,562

貸 倒 引 当 金 Δ 1,768 226,794

(3) 前 払 金 9,246

(4) そ の 他 流 動 資 産 61,051

流 動 資 産 合 計 1,166,091

資 産 合 計 20,013,668

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債		
(1) 企業債	4,660,455	
固定負債合計	<u>4,660,455</u>	4,660,455
4 流動負債		
(1) 企業債	713,702	
(2) 未払金	544,918	
(3) 引当金	4,405	
(4) その他流動負債	43,330	
流動負債合計	<u>1,306,355</u>	1,306,355
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	10,407,781	
収益化累計額	<u>△ 3,055,319</u>	
繰延収益合計		<u>7,352,462</u>
負債合計		<u>13,319,272</u>

資本の部

6 資本金		
(1) 固有資本金	4,948,956	
(2) 繰入資本金	1,551,858	
資本金合計	<u>6,500,814</u>	6,500,814
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ受贈財産評価額	87,672	
ロ国庫補助金	271,053	
ハ県補助金	61,750	
資本剰余金合計	<u>420,475</u>	420,475
(2) 利益剰余金		
イ当年度未処理欠損金	<u>226,893</u>	
利益剰余金合計		<u>△ 226,893</u>
剰余金合計		<u>193,582</u>
資本合計		<u>6,694,396</u>
負債・資本合計		<u>20,013,668</u>

令和6年度養父市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,034,901

ロ 建 物 2,347,379

減 価 償 却 累 計 額 △ 539,579 1,807,800

ハ 構 築 物 18,859,693

減 価 償 却 累 計 額 △ 4,387,969 14,471,724

ニ 機 械 及 び 装 置 3,665,310

減 価 償 却 累 計 額 △ 1,814,354 1,850,956

ホ 車 両 運 搬 具 43,223

減 価 償 却 累 計 額 △ 24,603 18,620

ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 5,791

減 価 償 却 累 計 額 △ 1,140 4,651

ト 建 設 仮 勘 定 83,950

有 形 固 定 資 産 合 計 19,272,602

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 576

無 形 固 定 資 産 合 計 576

固 定 資 産 合 計 19,273,178

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 841,618

(2) 未 収 金 328,767

貸 倒 引 当 金 △ 1,608 327,159

流 動 資 産 合 計 1,168,777

資 産 合 計 20,441,955

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

4,874,113

固定負債合計

4,874,113

4 流動負債

(1) 企業債

832,951

(2) 未払金

557,015

(3) 引当金

6,036

流動負債合計

1,396,002

5 繰延収益

(1) 長期前受金

10,309,605

収益化累計額

△ 2,755,722

繰延収益合計

7,553,883

負債合計

13,823,998

資本の部

6 資本金

(1) 固有資本金

4,948,955

(2) 繰入資本金

1,422,529

資本金合計

6,371,484

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

87,672

ロ 国庫補助金

271,053

ハ 県補助金

61,750

資本剰余金合計

420,475

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処理欠損金

174,002

利益剰余金合計

△ 174,002

剰余金合計

246,473

資本合計

6,617,957

負債・資本合計

20,441,955

令和6年度養父市下水道事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 使用料	429,477		
(2) その他の営業収益	1,006	430,483	
2 営業費用			
(1) 渠費	44,438		
(2) 処理場費	202,925		
(3) 総係費	32,295		
(4) 減価償却費	703,878		
(5) 資産減耗費	8,016	991,552	
営業損失			561,069
3 営業外収益			
(1) 負担金	5,568		
(2) 補助金	338,840		
(3) 長期前受金戻入	286,173		
(4) 雑収益	272	630,853	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	82,547		
(2) 雑支出	152	82,699	548,154
経常損失			12,915
5 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	982	982	△ 982
当年度純損失			13,897
前年度繰越欠損金			160,105
当年度未処理欠損金			174,002

注記

Ⅲ. セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境 保全公共 下水道事 業	農業集落 排水事業	小規模集 合排水処 理事業	特定地域 生活排水 処理事業	個別排水 処理事業	コミュニ ティ・プ ラント事 業	合 計
営業収益	121,266	186,232	93,857	1,398	1,159	578	21,826	426,316
営業費用	278,543	442,367	245,095	9,442	3,894	2,777	70,452	1,052,570
営業損失	△157,277	△256,135	△151,238	△8,044	△2,735	△2,199	△48,626	△626,254
経常損益	△23,315	△268	△1,995	△1,881	△274	△141	△31,990	△59,864
セグメント資産	5,672,104	7,675,930	4,681,799	146,170	14,726	20,923	1,802,016	20,013,668
セグメント負債	3,907,566	5,318,665	3,400,511	143,768	6,879	13,994	527,889	13,319,272
他会計繰入金	143,071	196,540	103,446	13,542	1,416	2,940	3,363	464,318
減価償却費	189,763	292,030	174,900	6,214	2,911	2,053	43,441	711,312
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	△455	△1,364	△318	△9	△4	△4	△91	△2,245
固定資産増加額	6,854	3,565	83,265	4,868	0	0	31,732	130,284

令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細
収益の収入及び支出

収入

(款) 1 下水道事業収益

(単位：千円)

項	目	既決 予定額	補正 予定額	計	節		説明
					区分	金額	
2営業外		632,880	6,179	639,059			
収益	2補助金	334,988	6,179	341,167	他会計補助金	6,179	一般会計補助金 6,179
	計	1,101,808	6,179	1,107,987			

支出

(款) 1 下水道事業費用

(単位：千円)

項	目	既決 予定額	補正 予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1営業費用		1,072,997	6,179	1,079,176			
	2処理場費	263,911	204	264,115	給料 手当	189 15	一般職員給 189 時間外勤務手当 15
	3総係費	32,649	5,975	38,624	給料 手当	2,004 1,944	一般職員給 2,004 地域手当 48 管理職手当 384 通勤手当 70 期末手当 761 勤勉手当 681
					法定福利費	1,360	職員共済組合負担金 1,360
					厚生福利費	667	退職手当組合負担金 657 県職員互助会負担金 10
	計	1,157,214	6,179	1,163,393			

資本的収入

収入

(款) 1 資本的収入

(単位：千円)

項	目	既決 予定額	補正 予定額	計	節		説明
					区分	金額	
3補助金		123,577	0	123,577			
	2県補助金	41,077	△16,077	25,000	県補助金	△16,077	県補助金 △16,077
	3他会計補助金	0	16,077	16,077	他会計補助金	16,077	一般会計補助金 16,077
	計	826,807	0	826,807			

同意第7号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定により、同意を求める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一


米田 昌之

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一



竹内悦子

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一



山下 和子

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一



中尾 淑子